

校則

- 一 入校之上ハ何事ニヨラス教員之指揮ニ従フ可キ事、
- 一 入校之生徒ハ互ニ信義ヲ以テ交ル可キ事、
- 一 午前第九時上校、午後第三時退校之事、
- 一 上校之者課業時限遅参致ス可カラス、
- 一 教員ハ勿論同輩之者ト雖、礼讓ヲ厚クス可キ事、
- 一 書籍并筆墨紙等貸借致ス可カラサル事、
但不得已節ハ、其由教員エ申出スヘシ、
- 一 教場ニ於テ樂書致ス可カラサル事、
- 一 書籍等ハ丁寧ニ取扱損失無之様致スヘク、且日用之物ハ必ス携へ来リ、決シテ失忘致スヘカラサル事、
- 一 教場ニ於テ（雅）襍談可カラサル事、

一 教場ニテ奔走シ、或ヒハ
大声ヲ発ス可カラサル
事、

一 教場ニ於テ襟卷并
鳶合羽之類着用致
ス可カラサル事、

但控所ハ此限ニ非ス、

一 課中猥リニ席ヲ離
ル可カラサル事、

一 所勞之節ハ上校之
時限前、其由ヲ届ケ
出スヘキ事、

但所勞五日以上ニ及
フトキハ、其訳父兄ヨ
リ届ケ出スヘキ事、

一 生徒惰怠不法ニシ
テ教員之指揮ヲ

奉セサルトキハ、名前書
取、監事局え達スヘ
シ、監事父兄ヲ呼

出シ、懇諭ヲ加ヘシメ
尚遵法セサルトキハ、戸
長ト商議之上、応分

之所置致ス可キ事、

一年中両度之祝日、每
月日曜日、十二月二十
五日ヨリ翌年一月十

日迄、六月廿八日ヨリ

七月三日迄、

郷社祭典

神武天皇

孝明天皇

遙拝日

右休課卜相定候事、

但臨時休業ハ、其時

々揭示スヘキ事、

右之條款堅ク可

相守者也、

明治八年八月 房島学校